

# 裁判員制度はつぶせる

これは改憲阻止闘争！11月下旬全国一斉行動へ

—— 高山 俊吉さん（弁護士・憲法と人権の日弁連をめざす会代表） ——

福田首相が政権を投げ出し、総選挙情勢になりました。リーマン・ブラザーズの破産などで世界は恐慌情勢に入っています。時代をどう見るか、改憲阻止・裁判員制度阻止をどう闘うか。裁判員制度反対を闘っている高山俊吉さん（百万人署名運動の呼びかけ人）にお話をうかがいました。

## 大戦直後に似ている

—— 福田辞任情勢をどう見ますか？

首相のうつわでなったとか、無責任だと、力量が不足していたなどと言われていますが、私は、そういう見方そのものが間違っていると思っています。誰が首相になってもこのような事態になる状況だったのです。現在の支配体制が根底のところで行き詰まっている。人物や手法の問題で対応していく状況を完全に超えている。現在の政治・経済の危機のひっ迫は、「政策」のやり繕いで突破していけない状態に入っていると考えるのです。

私は、この情勢は、第2次大戦直後の1945年秋から46年春の状況に似ていると思っています。

超インフレ経済でした。物資がなく、物価が急激に上がっていく中で、収入がない。今の言葉では「生きさせろ」、あの頃で言うと「朕（ちん）はたらふく食ってるぞ。汝（なんじ）人民飢えて死ね」という食糧メーデーのプラカードの文字です。プラカード事件は不敬罪、結局は名誉毀損（きそん）罪の罪名で有罪になりましたが、そういう言葉が出てくるくらい、飢えて死にかねない状況だった。労働組合が日本中で結成され、労働争議がいたるところで起き、それは文字どおり革命に向かう道でした。

1945年10月には幣原（しではら）内閣が組閣されましたが、まともな政策も展開できない中、わずか6ヶ月でつ

ぶれた。福田内閣の状況はそれと似ています。

敗戦直後から、労働者は戦争責任追及の声をあげて闘いました。今日的にはこの経済危機を戦争によって突破しようとする支配勢力に対して、それを許さないという労働者市民の声があり、それが大きく拡大している状況に対応しています。例えば給油新法の再延長問題。政府・財界は、アフガニスタン国内に自衛隊を行かせ、他国領土に「日の丸」を立てることを追求し、労働者市民は、戦争への道に抵抗しています。現在の闘いのあの当時との決定的な違いを言えば、「どうしてやらせたのか」から出発するのではなく、「どうあってもやらせないぞ」という前向きの闘いだということでしょう。

## おもしろい時代だ

私は、非常におもしろい時代がきたと思っています。重要なことは、社会状況の怪しさを皆が、誰もが感じはじめたことです。格差と貧困、生活困難と将来に対する極限的な不安をつくりだしているのは誰か、それを見極めようという透徹した目が育ってきた。支配者が、労働者市民を地獄に追い込んでしか生き延びられない段階にきている。そして今度は「俺たちはお前たちの墓堀人になるぞ」と労働者市民が声をあげる。いま、そのときです。どこに突破口があるか、本当に見えやすい時代になってきたと思います。



一方で、時代を“おもしろい”とは見ない社会的勢力があります。彼らは、労働者市民の力を過小評価し、支配権力の力を過大評価する。敵は強く、民衆は弱いと見ている。自己評価と客観状況の歪んだ見方が、運動の側にあると言わねばならない。

支配の側が途方もない危機に直面しているのに、そのことをおさえず、あがってくる悲鳴と批判と怒りを前に、“君らは（僕らは）そんなに強くないんだ”と言う。言葉でそう言わなくても、明らかにそのような姿勢で物を見、物を言っている。そして、労働者市民の闘いを絶望に落としこむ。それではダメです。

## “憲法守れ”では…

—— 憲法闘争についても、最近は重要な問題提起をされていますね。

私は、「憲法を守れ」というだけの憲法擁護運動を考え直す時がきています。護憲という言葉で憲法を論議することに、力の弱さを感じています。誤解を恐れず言えば、私は、私の中にもずっとあった旧来の護憲論を打倒したい。改憲阻止に屹立（きつい）して、果敢に闘っていくべきだと思うようになっています。

私自身、憲法に関して、「日本の憲法には平和主義とか基本的人権の擁護

とか民主主義とか、世界に誇れる様々な価値を盛りもりこんでいる。世界に例のない憲法を何とか守っていきたい。この価値を皆が自分たちの生活感覚にしよう」などと言ってきました。しかし、これは憲法の良さ的一面を言っているだけです。「憲法はすばらしい」で話が終わってしまう。憲法9条を壊そうとする現実に立ち向かう議論にはならないと感じています。

雨宮処凜さんは、「憲法を維持しようとか、擁護しようというだけの議論は、現在の憲法によって利得を得ている人たちの言葉だ」と言います。現在の憲法のもとでネットカフェ難民になったり、生きていられなくなつて「秋葉原事件」を起こす青年のような人たちにとって、憲法を守れと言つたって何の御利益（ごりやく）もない。そんな青年たちがたくさんいる。旧来の憲法擁護運動は、そういう現実を直視しないことになるのではないかでしょうか。

私は、改憲阻止闘争は戦争政策の展開を現実に許さない闘いだと思います。その武器として9条2項を使う。例えば、給油新法延長に反対する闘い、派兵恒久法反対の闘いは文字どおり改憲阻止の闘いそのものです。

改憲阻止闘争は、労働者市民の側から仕掛ける能動的な闘いです。2010年5月に「国民投票法」が施行されるから、その時が決戦の時だなどと言う人もいますが、そんな待機主義に陥つては完全に負けです。明文改憲だけが改憲ではない。改憲に向けたすべての態勢づくり、明文改憲に「違和感」を感じさせなくする環境整備はすべて改憲攻撃です。

護憲運動は、「他力本願」になり、世論調査に期待し、無原則な幅広イズムに傾斜することが非常に多い。敵を大きく強く見て、彼我の力関係でこちらが弱いと思っているからではないか。それでは現実の力を生み出さないよう思います。

## 支配側に取り込む攻撃

——裁判員制度をめぐる攻防も激動してきましたね。

私は、裁判員制度阻止の闘いは、9条改憲阻止闘争そのものだと思っています。司法という国家構造の一翼を労働者市民に直接担わせることで、一種のクーデターを実行しようとしている。私たちを収奪し、搾取しているのは奴らだと、そういうものの見方を市民にさせないように国家の基本構造を変えようとしている。だから、裁判員制度と司法改革は、改憲・戦争と一体の攻撃であり、それを阻止・粉碎する闘いは決定的に重要な闘いです。

反乱の時代に支配者が考えることは、国家組織の一翼に人民を組み込ませることです。「隣組（となりぐみ）」がそうでした。1940年にできた、相互扶助を標榜する統治末端組織でした。出征を命ずる赤紙がくれば、「おめでとうございます」と言わせ、旗を振り、笑つて兵士を送り出させた。戦争の時代が「公」のために一身をなげうてる人格をつくった。民衆をお国を第一に考える人格に変えようとし、そのための組織を作り上げたのです。

その延長線上に裁判員制度がある。國を維持するのは自分だ、國を守ることに自分も責任を負おう、そういう人格を形成させて、権力の側に民衆を立たせる。「市民の司法参加」という言葉を使って、國の主人公だから國民主権を現実化し、具体化するのはすばらしいことだと。しかし、その言葉はまやかし。平和と言つて人を殺しに行ったのが「東洋平和」の侵略思想だ

った。そういう言葉の言い換えの欺瞞を皆が見抜き始めています。

裁判員制度を支え実現するために、国営弁護士制度ができ、司法支援センターに取り込まれた弁護士が生まれています。裁判の迅速化をはかるために「公判前準備手続」が導入されています。裁判をお飾り化し、司法のあり方を権力的な構造に換骨奪胎する。そういう全体構造をもつて、憲法9条2項を反古（ほご）にし、戦争政策推進に向けた基盤を作つていています。この攻撃に今こそ立ち向かおうと、私は訴えています。

## 裁判員を拒否しよう

7月27日には、福田首相が、裁判員制度が第2の後期高齢者医療問題化することを懸念して、広報活動の強化を厳命しました。8月7日、共産党と社民党が「実施延期を求める見解」を発表し、13日には民主党の小沢代表が「政権を獲得すれば見直す」と表明。20日には日弁連宮崎会長が「裁判員制度を予定通り実施させる」と緊急声明を発しています。こうした事態そのものが裁判員制度の破綻を明確に示すものです。

私たちが進めている「裁判員制度はいらない!大運動」によつやく労働組合が参加してきました。教育労働者、自治体労働者、そして裁判所で働く労働者も動き始めています。

今年の11月から12月にかけて、約30万人の国民に裁判所から裁判員候補者名簿に載つたという通知がいきます。基本的に20歳以上の人すべてが対象になります。全国平均では350人に1人の割合になると言われます。

どういう闘いを展開するか。今年11月には全国一斉に反対運動をくり広げます。東京では11月22日に集会を行う。裁判所から11月下旬以降に通知がきて、そこで状況は臨界点になる。来年3月には東京で全国規模の一大決起集会を行いたい。「絶対反対・廃止」の闘いを搖るぎなく追求すれば、裁判員制度は確実につぶせます。（了）

